

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指
定の一部改正

選挙管理委員会

- 岡山県知事選挙の選挙期日
 - 選挙長及びその職務代理者の選任
 - 投票用紙の様式
 - 点字投票における投票用紙の様式
 - 選挙会の日時及び場所
 - 岡山県選挙管理委員会の事務取扱場所
 - 政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所
 - 政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱
 - 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
 - 個人演説会等を開催することができる施設
の指定の取消し
 - 選挙長の事務を行う場所
 - 選挙立会人となるべき者が十人を超えたとき等のくじを行う日時及び場所

// // // // // // // // // //

目次

担当課（室）

◎岡山県選管告示第六十三号
平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和六年十月四日から適用する。
令和六年十月十日

委員長 大 林 裕 一

岡山市友樂園

岡山市中区平井四―一三
―三三

を

そんぽの家 S 東古松

岡山市北区東古松一―三
三―五

そんぽの家岡山平田

岡山市北区平田四〇一

そんぽの家下中野

岡山市北区下中野一二三
八―五

そんぽの家津高

岡山市北区富原三六六三
—

そんぽの家西岡山

岡山市北区中仙道二―三
―二

岡山市友樂園

岡山市中区平井四―一三
―三三

特別養護老人ホーム中野
けんせいえん

岡山市東区西大寺中野六七七一

を

そんぽの家岡山平井

岡山市中区平井三一〇
六六一二

に、

令和6年10月10日 岡山県公報 号外

令和6年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、令和六年十月二十七日、岡山県知事選挙を執行する。
令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

◎岡山県選管告示第六十五号

令和六年十月二十七日執行の岡山県知事選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

選挙長		選挙長職務代理者	
住	氏名	住	氏名
岡山市北区	大林裕一	岡山市北区	藤村直貴

◎岡山県選管告示第六十六号

令和六年十月二十七日執行の岡山県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

岡山県知事選挙執行 令和六年十月十日 知 ○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	候補者氏名
--	------------------------------

備考

- 一 大きさは、縦百二十八ミリメートル、横八十ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷り込み式とする。
- 三 紙の色は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

◎岡山県選管告示第六十七号

令和六年十月二十七日執行の岡山県知事選挙に用いる点字投票における投票用紙の様式を次のとおり定めた。
令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林 裕一

点 字 投 票	
こうほしゃしめい 候補者氏名	知 ○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 印

備考

- 一 大きさは、縦百八十二ミリメートル、横七十ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷り込み式とする。
- 三 紙の色は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 四 表面の右上から右下にかけて、点字により「けんちじ」と表示する。

令和6年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六十八号

令和六年十月二十七日執行の岡山県知事選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時 令和六年十月三十日 午前十時
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

令和6年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六十九号

令和六年十月二十七日執行の岡山県知事選挙における岡山県選挙管理委員会の事務取扱場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 令和六年十月十日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 令和六年十月十一日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階岡山県選挙管理委員会委員室

令和6年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七十号

令和六年十月二十七日執行の岡山県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時 令和六年十月十日 午後五時十五分
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎岡山県選管告示第七十一号

令和六年十月二十七日執行の岡山県知事選挙において、テレビジョン放送による政見放送を行わない候補者のテレビジョン放送による経歴放送の取扱いについて、次のとおり定めた。

令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

政見放送を行わない候補者の経歴放送は、他の全ての候補者の政見放送が終了した直後（政見放送が二回行われる場合においては、それぞれの政見放送が終了した直後）に行うものとする。

この場合において、政見放送を行わない候補者が二人以上あるときの経歴放送の順序は、くじにより定めるものとし、このくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

一 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

二 日 時 令和六年十月十日午後五時十五分から行う岡山県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじの後、引き続き行う。

令和6年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七十二号

令和六年十月二十七日執行の岡山県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるく
じを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時 令和六年十月十一日 午後五時三十分
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階九〇一会議室

◎岡山県選管告示第七十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第二項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、真庭市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

令和六年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

施設の名称	施設所在地			施設の管理者	施設の程度			指定取消年月日
美甘コミュニティセンタ	真庭市美甘三九三一一			真庭市長	面積（㎡）	収容人員	照明	令和六年九月二日
					三七〇	三〇〇	有	

令和6年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡知選告示第一号

令和六年十月二十七日執行の岡山県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十日

岡山県知事選挙

選挙長 大 林 裕 一

一 令和六年十月十日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 令和六年十月十一日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階岡山県選挙管理委員会委員室

◎岡知選告示第二号

令和六年十月二十七日執行の岡山県知事選挙における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十日

岡山県知事選挙

選挙長

大

林

裕

一

一日 令和六年十月二十四日 午後五時三十分
二 場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室